

情報倶楽部

2025年8月

No. 291

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ ひとり親の所得控除

Q. ひとり親の生計を一にする子の所得要件が改正になったそうですが、ひとり親とはどんな人が該当するのですか？

A. 令和7年の税制改正では、所得税における所得要件が見直され、ひとり親の生計を一にする子の所得要件が、48万円から58万円へ引き上げられました。

この改正は、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

改正後のひとり親の定義は次のとおりとなります。

【ひとり親】

所得者本人が現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次の①から③のいずれにも該当する人をいいます。

①その人と生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が58万円以下(改正前:48万円以下)の子に限る)を有すること

②合計所得金額が500万円以下であること

③その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと

★ 特定親族特別控除の適用を受けられない場合

Q. 特定親族特別控除の適用を受けられない場合があると聞きました。どんな場合ですか？

A. 特定親族特別控除は、令和7年の税制改正で創設された所得控除で、年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます)を有する人について適用されることとなっています。

ただし、次のような場合は、適用を受けられないことがありますので、注意してください。

①2人以上の居住者の特定親族に該当する親族がいる場合には、その親族は、これらの居住者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。

②居住者の特定親族に該当する親族が他の居住者の配偶者特別控除の対象となる配偶

者にも該当する場合には、その親族は、これらの居住者のうちいずれか1人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。

③親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0025004-025.pdf#page=5>

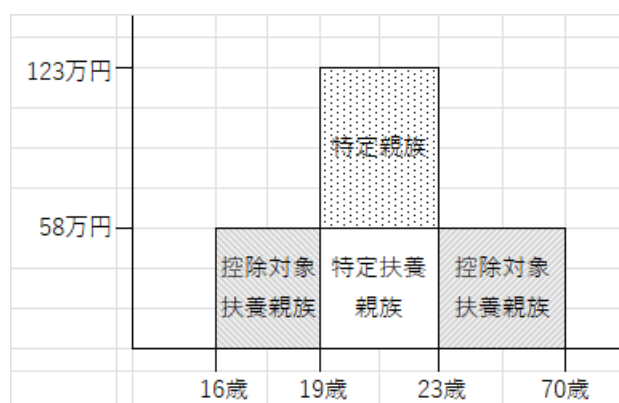
★ 特定親族と特定扶養親族との違い

Q. 令和7年の税制改正では、特定親族特別控除が創設されましたが、特定親族と特定扶養親族とはどう違うのですか？

A. 令和7年の税制改正では、特定親族特別控除が創設されましたが、この特定親族特別控除の対象になるのが特定親族で、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の合計所得金額が123万円以下の親族で、控除対象扶養親族に該当しないものをいいます。

控除対象扶養親族とは、生計を一にする合計所得金額58万円以下の親族等のうち、年齢が16歳以上の者をいいます。

また、特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち年齢が19歳以上23歳未満の親族のうち、合計所得金額が58万円以下の者をいいます。



★ パート収入と配偶者控除(103万円の壁)

Q. 令和7年の税制改正で、いわゆる103万円の壁はどうなりましたか？

A. パートで働く場合、一般に夫(又は妻)の同一生計配偶者となる範囲で就労する傾向が強く、この限度額が103万円(給与所得控除額55万円と基礎控除額48万円の合計額)だったわけですが、これが、令和7年の税制改正で123万円(給与所得控除額65万円と基礎控除額58万円の合計額)に引き上げられ、その上、基礎控除の特例が創設されて、控除額がさらに37万円上乘せとなり、160万円(123万円と37万円の合計額)になりました。したがって、令和7年は、妻(又は夫)の給与収入金額が160万円以下であれば、本人の所得税は非課税、かつ、夫(又は妻)の配偶者控除又は配偶者特別控除の対象になることができるということになります。

ただし、一般に夫(又は妻)の合計所得金額が1,000万円(給与収入1,195万円)超であるときは配偶者控除の適用が受けられず、900万円超1,000万円以下(給与収入1,095万円超1,195万円以下)のときは満額の38万円の控除を受けることができませんので、注意してください。

消 費 税

★ ゴルフ会員権の譲渡

Q. 会社で所有するゴルフ会員権を譲渡しようと思います。消費税は、どのような取扱いになりますか？

A. 有価証券の譲渡は、消費税法上、非課税取引とされていますので、ゴルフ会員権の譲渡も非課税になるのではと思われるかもしれませんが、ゴルフの会員権の譲渡は、非課税にならず、課税取引になるとされています。

これは、有価証券が金融取引を目的として取得されるのに対して、ゴルフの会員権は、一般の利用者より有利な条件でプレーを行うことを目的として取得されるものですから、その性質の違いに着目して、非課税取引から除外されているのです。

この取扱い、株式形態のゴルフ会員権も預託金形態のゴルフ会員権でも同じです。

なお、預託金形態のゴルフ会員権は、会員が退会を希望した場合に預託金が返還されることとなっていますが、これは会員が有する預託金返還請求権に基づいて、ゴルフ場が預託金を返還するものですから、この間には、資産の譲渡や貸付け又は役務の提供はありませんので、消費税の課税関係は生じません。

また、ゴルフクラブが倒産して預託金が返還されないこととなった場合においても、預託金はいわば預け金ですので、課税取引には該当しませんので、貸倒に係る消費税額の控除の対象にはなりません。

法 人 他

★ 労働保険料の取扱い

Q. 労働保険料は、税務上、どのような取扱いになりますか？

A. 労働保険は、4月1日から翌年3月31日までの期間を保険年度として、前年度の実績等に基づいた概算保険料を申告納付し、その年度が終了した後に実際の賃金総額に基づく確定保険料を算定して、過不足額を精算することとされています。

概算保険料は、事業主負担分と被保険者負担分とから成っており、次のように取り扱います。

① 事業主負担分

事業主負担分は、法定福利費として保険年度の期間の経過に応じて損金の額に算入し、確定保険料の額とに過不足が生じた場合は、次のように取り扱います。

イ. 不足額は、その確定保険に係る申告書を提出した日又はこれを納付した日の事業年度の損金に算入します。

ロ. 過納額は、その確定申告書を提出した日の事業年度の益金に算入します。

② 被保険者負担分

被保険者負担分は、賃金支払時に徴収して精算しますので、納付時には立替金等として処理をして、賃金支払時に精算することになります。この場合において、概算納付額が少なく、賃金から徴収する額の方が多いときは、確定保険料を納付するときまで、預り金等として処理しておくことになります。